

第6期 東久留米市介護保険運営協議会（第7回） 会議録

- 1 会議名 第6期 東久留米市介護保険運営協議会（第7回）
- 2 日時 平成29年5月18日（木）午後7時から午後8時10分
- 3 会場 東久留米市役所4階 庁議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、岡野委員（副会長）、伊藤委員、本田委員、齋藤委員、中島委員、森田委員、篠宮委員、鈴木委員、菅原委員、遠藤委員  
以上11名
- 5 欠席委員 小玉委員、柴委員、高崎委員 以上3名
- 6 事務局 内野福祉保健部長、傳介護福祉課長、森山主査、松下係長・桑原主任（以上、保険係）、田中係長・松本主事・小高主事（以上、介護サービス係）
- 7 傍聴人 1名
- 8 次第
  - (1) 委員委嘱式等
    - ① 委嘱書交付（医療を代表する委員）  
第6期介護保険運営協議会（第7回）
  - (1) 開会
  - (2) 配布資料の確認
  - (3) 議題
    - 議題1 介護保険運営協議会（第6回）会議録案（確認）
    - 議題2 地域包括ケアシステム構築のための取り組み状況②（報告）
    - 議題3 認知症高齢者のケア体制の充実③（報告）
    - 議題4 新しい総合事業の方向性⑦（報告）
    - 議題5 地域密着型サービス③（報告）
    - 議題6 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて③
  - (4) その他
  - (5) 閉会

## 9 配布資料

【資料1】 第6期東久留米市介護保険運営協議会委員名簿（平成29年4月1日現在）

【資料2】 第6期東久留米市介護保険運営協議会（第6回）会議録（案）

【資料3】 在宅医療・介護連携推進事業について

【資料4】 認知症カフェについて

【資料5】 平成28年度元気高齢者地域活躍推進事業について

【資料6】 地域密着型サービスについて

【書籍】 東久留米市高齢者アンケート調査結果報告書（平成29年3月）

※資料2のみ事前配布

### 10 第6期介護保険運営協議会（第7回）の開催

(1) 開会あいさつ（省略）

(2) 出欠席者等の確認

- ・出席者 11名、欠席者 3名。定足数に達しており会議は成立
- ・傍聴人 1名入室

【事務局】 配付資料の確認（省略）

(3) 議 題

#### 議題1 介護保険運営協議会（第6回）会議録案（確認）

【会 長】 本日の議題に入る。議題1について事務局から説明願う。

【事務局】 資料2の会議録（案）については、事前に委員に郵送している。この会議録（案）は、前回2月16日開催の第6回会議の内容を要点筆記したものである。本日、議題1の中で、委員の皆様から承認を得た上で市の公式ホームページに掲載する。

【会 長】 事前に見てこられたと思うが修正点などあったら発言していただきたい。

【委 員】 （特になし）

【会 長】 では、これで公表していただきたい。

#### 議題2 地域包括ケアシステム構築のための取り組み状況②（報告）

【会 長】 議題2について、事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 資料3に沿って、説明する。

在宅医療・介護連携推進事業の取り組みについて、昨年11月の第5回介護保険運営協議会に引き続き、報告をする。本事業は、介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業に位置づけられ、27年度より開始し、30年4月までに全国の市区町村で実施する。事業の目的は、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業者などの関係者の連携を推進することである。

市では、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討などの事項を、東久留米市在宅医療・介護連携推進協議会において、28年度より協議している。同協議会において、地域在宅医療・介護の関係機関を対象に実施したアンケート結果をもとに作成することとなった市民向けの在宅療養ガイドブックが、6月1日に完成する。同ガイドブックは、市内で在宅療養をサポートしている専門職や専門機関、事業所などの在宅療養を支えるメンバーを市民に周知し、在宅療養の相談先をわかりやすく伝えるツールとして活用していく。

同ガイドブックは6月30日に開催する、在宅療養相談窓口主催の「在宅療養シンポジウム」において、参加者向けに配布予定になっている（広報6月15日号掲載）。また、市役所の窓口、地域包括支援センターおよび専門機関等の窓口でも配布予定である。

【会 長】 この件に関して、何かご質問等はあるか。

【委 員】 65歳になると障害福祉と介護保険で同じサービスが、介護保険を優先して使うことになり、障害福祉サービス利用者の負担になると聞いた。このガイドブックには、障害福祉サービスで受けていた人が、介護保険のサービスに切り替えになるときのチェックポイントのような記載はあるか。特に考えてないか。

【事務局】 今回のガイドブックは在宅療養時の相談先を伝えることが目的のため、記載はない。

【委 員】 了解した。

【事務局】 今回のガイドブックには載っていないが、市議会でも同様の議論があり、それまで障害のサービスを受けていた人については、それぞれ個別に親身になって対応していくという障害福祉課長の答弁があった。一律に介護保険へ移行ということではない。

### 議題3 認知症高齢者のケア体制の充実③（報告）

【回 答】 議題3について、事務局から説明を。

【事務局】 資料4に沿って、認知症カフェについて説明する。

市では、第6期事業計画に基づき、認知症高齢者やその疑いのある高齢者に対する総合的な支援を行うため、27年度より、認知症のケア向上の推進に取り組んでいる。その一環として、第6回介護保険運営協議会で認知症カフェの開設にかかわる補助金について報告した。今回は認知症カフェの募集開始について報告する。

29年度より、認知症のケア向上における事業として、認知症啓発及び本人の居場所、地域生活者としての交流の場としての「認知症カフェ」の立ち上げ支援を目的とし、認知症カフェの整備等にかかる経費の一部の補助を実施する。補助の総額は120万円、1件の補助上限額は20万円で、6月1日号の広報で募集を開始し、申請書及び補助金申請の手引書を公表予定である。市並びに各地域包括支援センターに設置、及び市ホームページ上での公表を予定している。

補助対象は認知症カフェを実施する団体で、整備等にかかる経費の一部を補助する。補助対象となる団体は公募で決定し、現に類似の取り組みを行っている団体についても、市が求める形態で運営していく場合は対象とする。なお、これらの団体については事前に相談期間を設け、市の求める形態に該当するか、どのように運営を行えば補助の対象になるのかなどの助言を個別に行っていく予定である。

【会 長】 この件に関して質問、あるいは認知症の施策に関する意見等はあるか。

【委 員】 予算の総額が120万で上限が20万ということだと、補助の対象となる団体は6団体を想定しているか。

【事務局】 その想定である。ただし、それぞれの団体の補助額が上限の20万円になった場合は6団体になるが、上限に達しない団体もあることが想定される。その場合はもう少し増える可能性もある。

#### 議題4 新しい総合事業の方向性⑦（報告）

【会 長】 議題4について、事務局からお願いしたい。

【事務局】 議題4について、資料5に沿って説明する。

東久留米市元気高齢者地域活躍推進事業は昨年8月に開始し、介護保険法上の地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスの担い手となる市民の養成を通所介護事業所で実施し、事業所の活動に参加し、体験することができる場とすることで、事業所を地域の介護予防拠点とし、高齢者の社会貢献等の生きがいを創出、就労を促進することを目的として立ち上げた。今回は、昨年8月に開始した本事業におい

て研修生の養成された研修生についてご報告する。

本事業に参加した高齢者を「研修生」と呼ぶが、昨年度の研修生の養成者数計は23名である。実施事業所はマザアス大門、ジョイリハ東久留米、アルゴ式番館の3事業所であり、一期生は28年8月から11月まで、二期生は28年12月から29年3月まで、4カ月間を1クールとして、2回のクールで養成講座を実施した。要請された人数は合計23名である。

この23名が事業に参加した後、どういった活動をしているかについては、資料5の2のとおりである。まず、(1)そのまま実施事業所において研修生がサロン活動を実施する予定。これは1事業所、研修生9名が参加予定である。この1事業所はアルゴ式番館であるが、研修生が事業所を利用して自主的なサロン活動をしていく方向で、立ち上げの最中である。(2)脳トレグループの立ち上げに関与。各包括支援センターで脳トレ、脳の健康教室というような認知症予防の活動のグループを立ち上げるといったところに、主軸のメンバーとして関与している方が1名。(3)地域での活動。ボランティア活動や自主グループのサポートなどに参加し地域で活躍している方が6名。(4)引き続き実施事業所でのOJTを継続。こちらが11名となっている。(1)から(4)の総数を足すと23名を超えるが、1人の研修生が複数の活動に携わっている場合もあり、養成者数計とは一致しないが、それぞれ地域での活躍につながっている。

なお、研修終了後、すぐに地域活動等に結びつかなかった5名については、地域包括支援センターで人材資源という形で把握し、必要に応じ連絡をとれる体制をとって、今後、協力を要請していく予定である。以上が、28年度の実施の成果の報告である。

29年度の予定。今年度も、都の元気高齢者地域活躍推進事業補助金を活用し、実施する。29年8月開始予定で実施に向け調整をしている。委託事業所数は、市内全域を対象に4カ所を想定。実施事業所の選定については本事業の目的に即し、市内通所介護事業所の中でも、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスである支え合い通所介護の指定を受けた事業所に委託を考えている。なお、支え合い通所介護の指定を受けている事業所は、5月18日現在、7事業所である。

【会 長】 この件に関し、質問・意見等はあるか。

【委 員】 最後の7事業所というのは、既の実施している3事業所も含んで7事業所か。

【事務局】 事業所の考えから、支え合い通所介護の指定を現在受けていない事業所もある。みなし指定の期間が30年3月までであるので、その期間中は様子を見ている事業所もある

と聞いており、指定を受ける時期については、個々の事業所の考えによってくる部分があるかと思う。

#### 議題5 地域密着型サービス③（報告）

【会 長】 議題5について、事務局より説明されたい。

【事務局】 資料6に基づき報告する。

まず、地域密着型サービスと本協議会とのかかわりを説明する。地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるのが適当なサービス類型として創設された。現在、認知症のグループホーム、小規模多機能、認知症の特化型のデイサービスなど12種類のサービスがあり、28年4月に都から事務移管された地域密着型通所介護もこの事業所の類型である。指定権者は市であり、事業所の誘導については介護保険事業計画で位置付けているため、計画策定や事業者指定、開設などの際に、介護保険運営協議会に報告することとしている。

▶ 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のサテライト拠点（出張所）の設置。

昨年8月1日から八幡町でヘルパーステーションケイビーとして開設、運営している定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の事業者である株式会社ホームコムから、6月1日予定で西口駅前にサテライト設置の要望が出ている。

設置理由は、まず一点は在宅介護の利用希望者の増加に対応するため。2月から4月の利用登録は12名、13名、15名と増えており、在宅介護の利用者も、1名、1名、4月に4名と増えている。在宅の希望者が増えているところで、サテライト設置の話となっている。もう一点は電車通勤の利便性から求人が期待できること。電車通勤で勤務するヘルパーがサテライトに滞在し勤務することにより、勤務条件の利便性を上げる。

定期巡回のサービスについて説明する。定期巡回は、入浴、排せつ、食事などの生活支援をケアプランに沿って定期的に行うサービス。訪問看護は、医師の指示に基づき、日中帯に提供する。随時対応は、24時間365日、利用者や家族からの電話等の通報を受け、相談や訪問のサービスを行うというもの。利用の対象者は原則市内の被保険者で、要介護1～5の方。利用料金は、要介護1～5まで、段階が上がるごとに金額が上がるが、1カ月定額のサービスなので、場合によってはお得感のあるサービスとなっている。

▶ 2 地域密着型通所介護（小規模なデイサービス）事業所が運営する宿泊サービスの基

## 準

資料の2点目について。宿泊サービスは一般的にはお泊りデイとも呼ばれているが、この小規模なデイサービス事業所では、要介護1～5の方を対象に、まず地域密着型通所介護を提供する。もう1点が、要支援1・2の方を対象に、新しい総合事業の中の第1号通所事業（従前の予防の通所のサービス）を提供している。いずれも地域密着と総合事業なので、指定権者は東久留米市となっている。地域密着型通所介護事業所は現在、市内に23事業所あり、そのうちお泊りデイと呼ばれる介護給付外の自費のサービスをあわせて提供している事業所は12事業所である。

当該宿泊サービスを提供する事業所において、消防設備などの宿泊環境の不備や、利用者の事故報告が挙げられている事案がある。こうした背景もあり、利用者保護の観点から27年4月1日より、サービス提供の内容を指定権者が適切に判断できるよう、宿泊サービス内容を届け出るとともに、事故報告の仕組みの構築を事業者を求める基準省令の見直しがあつた。また28年4月1日以降、地域密着型通所介護事業所が運営する宿泊サービスの届け先は、東京都から市町村に移管された。これにより、利用者保護を目的とした指導監督を本市が行うこととなった。

27年4月30日付国指針、「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」により事業運営を行うこととなった。本市においても、当該指針を踏まえ27年6月に改正された「東京都の区域における指定通所介護事業所の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」により届出を受け付けている。

【会 長】 これに関しての質問・意見はあるか。

【委 員】 監査的なチェックは行われるのか。

【事務局】 指導監督の中に監査は含まれない。宿泊サービスは介護保険給付外のサービスであり、管理監督している事業所が行うサービスであるので、本市としては、利用者の安全面の担保に視点を置き、消防設備や事故防止に向けた支援や助言を行う。

## 議題6 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて③

【会 長】 議題6について、事務局より。

【事務局】 東久留米市高齢者アンケートの調査の結果報告書について、机上配付した冊

子に沿って事務局から説明する。アンケート調査の概要は、1 ページに記載した。アンケートはそれぞれ、65 歳以上の方を対象にした高齢者一般調査と、在宅サービスを利用している方を対象にした在宅サービス利用者調査に分かれている。どちらの対象者にも、東久留米市の独自の設問として在宅医療、介護についての設問を追加している。アンケートの回収数は、高齢者一般調査が1,065、在宅サービス利用者が959。高齢者数を基に統計的に信頼できる標本数を計算すると、必要な標本数は1,032 となり、当該アンケートの標本数は統計上必要とされる標本数を超えており、一定の信頼のおけるアンケートである。26 年にも第6 期事業計画策定に向けた調査の一環として、同種のアンケート調査を実施したが、今回の調査は国の指針に基づき前回の調査から設問の内容を変更した。このため、前回の調査結果との単純な比較は困難だが、逆に全国一律での設問設定となっており、他自治体や全国、都の平均値などと比較が可能である。

次に、具体的な内容をピックアップし、簡単に説明する。まず、37 ページの問5、地域での活動については、元気な高齢者の地域づくりへの参加の現状や今後の参加の意思を問う設問である。地域の高齢者が主体となって運営しているさまざまなグループ等の活動への参加実態は、ボランティアグループに参加していないという方が57%、スポーツ関係のグループなどは47.7%、趣味の関係のグループで42.7%など、参加していないという回答の割合がやや高くなっている一方、44 ページの健康づくりの活動や趣味等のグループ活動への参加意向についての設問では、参加したい、参加してもいいという回答が64.3%。企画、運営していく側としての参加意向についても、36.8%が参加したいと答えており、こうした方々の地域への活躍の場を増やしていくことが必要といえるかと思う。

また59 ページ、問7、在宅サービス利用者に対する、現時点の施設等への入所、入居の検討状況についての設問では、施設への入所、入居は検討していないと回答された方が7割を超えた。これを見ても、施設への入所、入居のニーズは依然としてある一方で、在宅のサービスを利用し、住みなれた自宅で介護を受けることを望む人たちも多いことがわかる。99 ページの人生の最後をどこで迎えたいですかという設問においても、4割近い方が自宅での看取りを希望しているというところなどとも、在宅での介護というニーズと関連してくると思う。

この報告書は委員に配付する。第7 期の高齢者介護保険事業計画の素案を、11 月の第9 回協議会で示す予定だが、その中において、このアンケート調査結果を参考にすること



もあるかと思うので、報告書をお持ち帰りいただき、お目通しいただきたい。

【会 長】 これについて、意見・質問はあるか。

【委 員】 報告書はどこで配布しているんですか。

【事務局】 市の窓口等での配布のほか、市議会議員や庁内の各課にも配布する。

【委 員】 前回のアンケートの項目と関連性のある、あるいは引き続き同じような観点はあるか。前回の内容はもう少し細かい観点があったが。

【事務局】 第6期のアンケート調査は独自様式であり、今回の調査は国の指針に基づいている。他の自治体と比較といったことを重点に置いている。今後については、国の指針が変わらない限りは、この内容を踏まえた上で比較ができると思われる。また、設問は前回より簡略になったが、これは質問数を絞り、回収率を高めるためである。

【委 員】 他の自治体との比較は、今回の計画の策定で間に合うか。

【事務局】 データの公表について、国の日程等がまだ出ていないが、計画自体に間に合うような形で出てくるかと思う。計画にはある程度、その部分を盛り込むことができるのではないか。

【委 員】 この調査は、自治体は基本的にどこもやっているのか。

【事務局】 国に内容について報告することとされているため、他の自治体も実施している。

#### (4) その他

【会 長】 本日の議題は、全て終了した。続いて(4)その他について、まずは委員の方々から何かあるか。

【委 員】 (特になし)

【会 長】 事務局のほうで何か用意していることはあるか。

【事務局】 ありません。

#### (5) 閉会

【会 長】 次回の会議は8月の予定となる。これで第7回介護保険運営協議会を終了する。どうもありがとうございました。

閉会時刻20時10分